

漁港漁場関係事業委託業務成績評定公表要領

制 定 平成21年10月13日青漁整第375号
最終改定 令和 7年 3月28日青漁整第729号

(目的)

第1条 この要領は、「漁港漁場関係事業委託業務成績評定要領」第8条の評定結果の公表に関する事項を定めるものである。

(公表の対象)

第2条 公表の対象は、漁港漁場関係事業委託業務成績評定通知要領以下「評定通知(要領)」という。第2条に規定する委託業務成績評定通知書、第4条第1項に規定する説明書及び第3条第1項に規定する説明請求書とする。

(公表の時期)

第3条 公表の時期は、評定通知要領第2条の規定により受託者に通知した日から14日経過後、速やかに公表するものとする。ただし、評定通知要領第3条第1項の規定により受託者から説明請求があったときは、同要領第4条第1項の規定により受託者に回答した日以後速やかに公表するものとする。

(公表の方法及び期間)

第4条 公表は、農林水産事務所において、当該業務に係る第2条に規定する書類の写し以下 評定通知書類 という を閲覧に供して行うものとする（以下「評定通知書類」という。）を閲覧に供して行うものとする。
なお、閲覧手続きは不要とする。
2 公表の期間は、公表を行った日が属する年度の翌年度の3月31日までとする。

(閲覧場所等)

第5条 農林水産事務所長は、設計図書の縦覧場所等任意の場所を閲覧場所として設定するものとする。なお、評定通知書類の管理は農林水産事務所水産事務所建設課又は計画指導課で行うものとする。

附 則

この要領は、平成21年10月15日から施行する。
この要領は、令和 7年 4月 1日から施行する。